

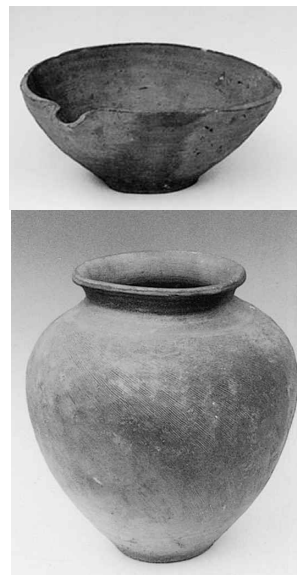
県指定有形文化財「経甕（片口ふたつき） 1 個」について

櫻田 隆*1・栗澤光男*2・深沢恵里子*3

秋田県教育委員会が編集し、平成元（1989）年3月に刊行した『秋田県の文化財』の210頁に「経甕（片口ふたつき） 1 個」が図版紹介されている（第1図）。

同書400頁にある図版解説には、「この経甕は山本郡二ツ井町荷上場高岩山の中腹、五輪台から昭和9年荷上場消防組の人たちによって発見されたものである。

記録によると、5 m × 3 m ほどの範囲から7個の須恵器、土師器が出土したという。現在残っているのは須恵器甕2個、須恵器四耳壺、片口浅鉢の4個である。指定になっている須恵器甕は口縁が外反し、胴部上半に最大幅のある器形をなす。頸部から口縁部及び胴下半部はロクロ整形、胴部は叩きによって整形され、叩板の文様がきれいに出ている。他の一つの甕は写真のものと同じ器形と特徴をもっているが、口縁が写真のものほど外反しない。これには片口浅鉢が蓋として使用されていた。



第1図 経甕写真(転載)

四耳壺は口縁部が欠けている。片口浅鉢を蓋として使用していた甕の出土状態は、玉石を敷いた上に平らな石を置き、その上に甕を埋設、その周囲を平らな石で囲み、蓋の上にも2個の石を置き、さらにその上に玉石で覆うというものである。これらの遺物と出土状態から、中世初期の経甕と考えられる。」と記述されている。

その後、秋田県教育委員会が編集し、(株) カップンプランから平成16（2004）年3月に刊行された『秋田の史跡・考古』に「玉石に覆われた中世の経甕」というキャッチフレーズで二ツ井町荷上場字柳生（個人蔵）の「経甕（片口ふたつき）」が紹介されている。甕と片口鉢の2点が写真で提示され、その説明には「きみまち阪公園の北側にある五輪台経塚から、昭和9（1934）年に発見された甕です。玉石を敷いた上に平らな石を置き、その上に片口の浅い鉢で蓋をした経甕をすえて、周囲を平らな石で囲い、蓋の上に2個の石を置き、さらにその上を玉石が覆っていました。中味は残っていませんでしたが、出土状態や甕の形から、中世初め頃のものと考えられています。」と記されている（同書48頁）。

この『秋田の史跡・考古』の説明文は、『秋田県の文化財』の解説文をほぼ踏襲しているように見えるが、『秋田県の文化財』では指定になっている須恵器甕とは別個体の「他の一つの甕」である「片口浅鉢を蓋として使用していた甕」の出土状態を記述しているのに対し、『秋田の史跡・考古』では指定された経甕自体の出土状態に改変されているのではないかとの疑問を持つと同時に、『秋田県の文化財』のこの細部にまで詳しい説明文の典拠となった「何かしらの報告文書」が存在するのではないかと興味をもつようになった。

また、『秋田の史跡・考古』50頁には、「日本最北に位置する中世の陶器窯」とのキャッチフレーズ

*1 秋田県埋蔵文化財センター所長 *2 秋田県埋蔵文化財センター副主幹 *3 秋田県埋蔵文化財センター調査・研究員

で二ツ井町駒形字茂谷沢の「エヒバチ長根窯跡」が紹介され、「通称茂谷沢の北側斜面にある鎌倉時代前半の窯跡です。昔からすり鉢（エヒバチ）に似た破片が見つかり、エヒバチ長根と呼ばれていました。発掘調査では3基の窯跡が確認され、生産された器種は、甕、片口鉢、鉢、四耳壺から経筒容器など8種ほどあります。五輪台経塚出土の県指定の経甕はこの窯の製品です。」との説明がある。

『秋田の史跡・考古』の二つの説明文から推測すると、監修者はこの県指定有形文化財である「経甕（片口ふたつき）」は、鎌倉時代前半に操業した地元の「エヒバチ長根窯跡」で生産され、五輪台経塚に埋納されたものと認識していることになる。

筆者の一人である櫻田は、平成元（1989）年に秋田県教育委員会が刊行した『秋田県の文化財』の編集担当者から写真撮影を頼まれ、二ツ井町教育委員会宮腰陸奥男社会教育係長（当時）の案内でこの「経甕（片口ふたつき）」を昭和63（1988）年に実見し、撮影したことがある。このとき短時間ながら宮腰係長の紹介で所蔵者の吉田昭治氏と面談し、所蔵者の実父である故吉田礼三氏が収集した考古資料や麻生遺跡の出土品、東京帝国大学などに麻生遺跡の出土品が所蔵される経緯の裏話などを伺うことができた。しかし、このときには、五輪台経塚という地名は出てきたが、あまり関心が無かったこともあり、出土状況などの詳しいいきさつには触れずじまいであった。

しかし、平成元（1989）年10月には、櫻田が二ツ井町教育委員会の依頼でエヒバチ長根窯跡の範囲確認調査を担当したこともあり、平成16（2004）年3月刊行の『秋田の史跡・考古』に「玉石に覆われた中世の経甕」というキャッチフレーズで紹介された五輪台経塚出土の経甕の出土状況について興味を持つようになった。

この「経甕（片口ふたつき）」の秋田県文化財指定に至るまでの経過は、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室に保管・管理されている文化財指定資料綴りによると以下のとおりである。

昭和46（1971）年5月22日開催の第62回秋田県文化財専門委員会で吉田礼三氏から申請のあった「①麻生遺跡出土品、②経甕」も審議されたが、「以上2件については個数もはっきりしないし、あらためて豊島専門委員が調査することとし今回は保留。」となっている。

「第62回秋田県文化財専門委員会資料」

経甕

1 種類 考古資料

2 員数 2個

3 性質及び形状

平安時代末期の経塚から出土

4 由緒及び沿革

昭和9年6月19日荷上場消防組発掘。以後吉田宅にて保存。

出土地 二ツ井町荷上場高岩山中字五輪台

俗称 御座堂遺跡

5 参考事項

高岩山は、慈覚大師開基と称せられる密乗寺頂上近くに社現存。遺跡はその中腹にて寺跡を示す土台石など近くにあり、当時寺社数多く建立していたもののようである。

6 申請者

山本郡二ツ井町荷上場 吉田礼三

その後、豊島専門委員がどのような調査をしたのか資料が残されていないので不明であるが、昭和46（1971）年10月22日～23日開催の第63回秋田県文化財専門委員会の答申にもとづき、「経甕 1 個」として昭和46（1971）年12月18日に秋田県重要文化財に指定されている。

「秋田県文化財の指定に関する議案の指定について」と題する文書によれば、秋田県重要文化財指定書の内容は、

1 名称

経甕（片口ふたつき）

2 員数

1 個

3 指定年月日

昭和46年12月18日

4 所在の場所

山本郡二ツ井町荷上場字柳生

5 所在者

吉田礼三

6 種類

考古資料

7 品質及び形状

須恵器

となっている。現在は、記号番号 考古資料23 名称 経甕（片口ふたつき） 1 個として、秋田県指定有形文化財に指定されている。

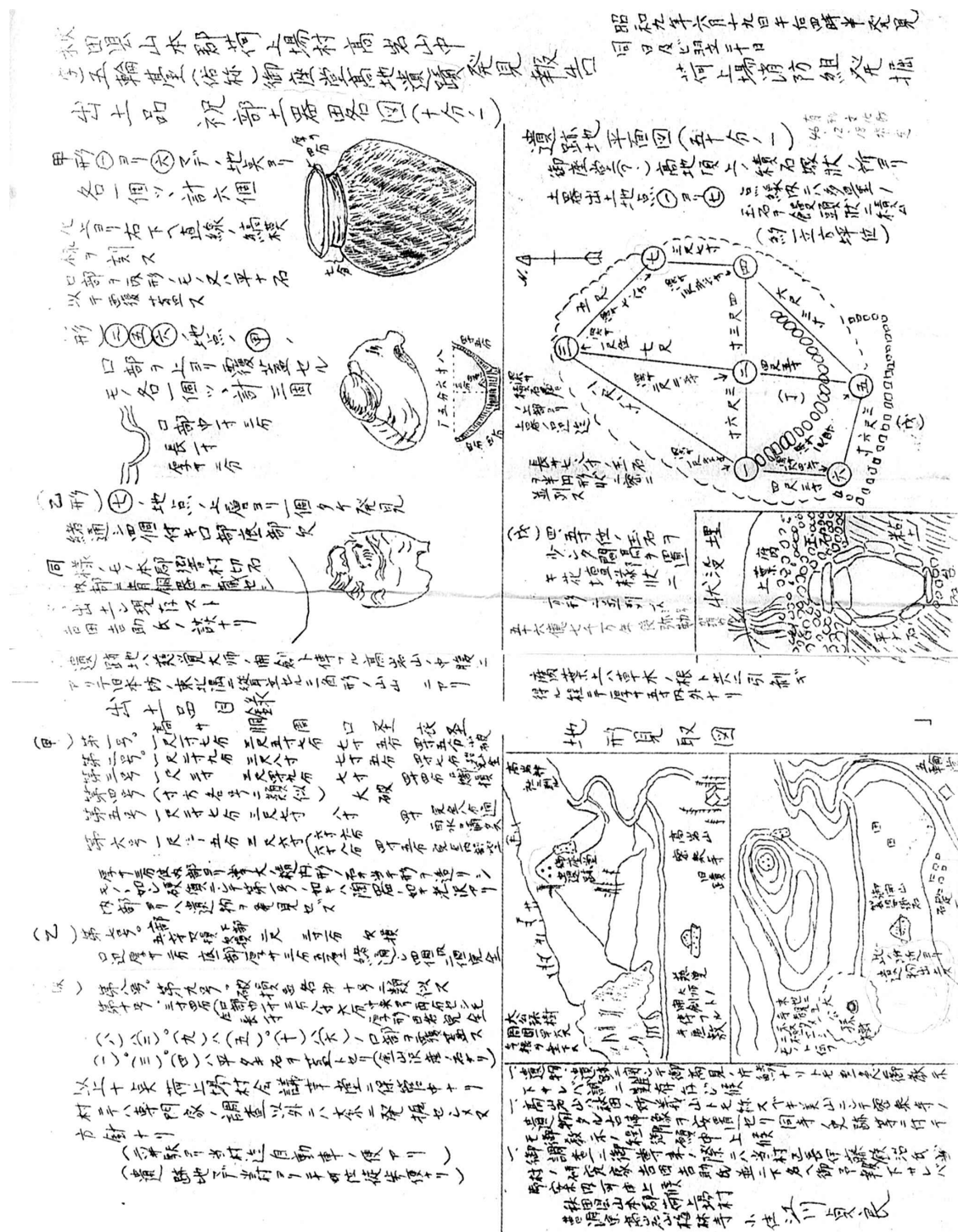
当センターの平成22年度第1回企画展『発掘「秋田の中世」』が平成22年5月29日から9月26日まで当センター特別展示室で開催され、その関連イベントとして8月7日に第2回ふるさと考古学セミナー『秋田の中世窯業』が当センター第1研修室で開催された。

大仙市教育委員会文化財保護課の山崎文幸主幹による「大仙市南外桧山腰窯跡について」の講話の後、櫻田が「能代市二ツ井エヒバチ長根窯跡の調査」について発表することになり、資料作成時に、五輪台経塚のある高岩山の写真を探して当センター所蔵図書を渉猟中、偶然にも「資料の発見」をすることができた。

その資料は、平成10（1998）年3月に二ツ井町史編纂委員会が監修し、二ツ井町教育委員会が刊行した『二ツ井町史稿N0.18 高岩山・七座山とその周辺』と題する冊子である。収蔵された当時は書名から山岳信仰に関する資料集だと短絡的に考えて読んでいなかったものである。

「発刊によせて」と題する序文には、町史編纂委員である畠山孝夫氏が、所有する貴重な資料をもとに高岩山について執筆されたと記されており、「高岩山の遺物（イ）経甕」の項目がある（同書12

頁)。13頁には曹洞宗高岩山梅林寺住職の江川貞良氏が記録したと考えられる「秋田県山本郡荷上場村高岩山中(字)五輪臺(俗称)御座堂高地遺蹟発見報告 昭和9年6月19日午後4時半発見 同日及び翌20日 荷上場消防組発掘」という後年、県指定有形文化財となる経甕(片口ふたつき)の発見当時の状況を図示した手書きの報告が掲載されていた(第2図)。



第2図 『二ツ井町史稿NO.18 高岩山・七座山とその周辺』 から転載の発見報告

活字化すると次のようになる。（原文縦書き、片仮名は平仮名に直す）

秋田県山本郡荷上場村高岩山中

昭和 9 年 6 月 19 日午後 4 時半発見

発見報告

同日及び翌 20 日

字）五輪臺（俗称）御座堂高地遺蹟

荷上場消防組発掘

出土品 祝部土器略図（10 分ノ 1）（原文縦書き）

甲形①より⑥までの地点より

各 1 個ずつ計 6 個

左上より右下へ直線の縞模

様を刻す

口部を丙形のもの又は平らな石

を以って覆蓋す



（丙形）②⑤⑥の地点の甲の

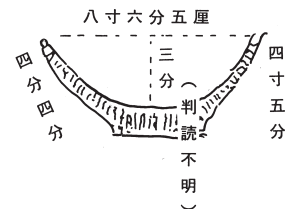
口部を覆蓋せるもの各 1 個ずつ計 3 個



口部幅 1 寸 3 分

長さ 1 寸

厚さ 2 分



（乙形）⑦の地点の上層より 1 個だけ発見

緒通し 4 個付き口部底部欠

（同様のもの本郡響村切石

内部に青銅器を蔵せし

出土し現存すと

吉田吉助氏の談なり）



遺跡地は慈覚大師の開創と伝わる高岩山の中腹にありて旧本坊の東北隅に聳立せる三角形の山山にあり

出土品目録（原文縦書き）

	高さ	胴周	口径	底径	
（甲）第 1 号。	1 尺 1 寸 7 分	3 尺 5 寸 7 分	7 寸 5 分	4 寸 5 分	小破

第2号。	1尺2寸9分	3尺8寸	7寸5分	4寸7分	殆ど完全
第3号	1尺3寸	3尺4寸9分	7寸	4寸4分	口部欠損
第4号	(寸法各号に類似) 大破				
第5号	1尺2寸7分	3尺7寸	8寸	4寸	完全八分通 雨水を満たす
第6号	1尺3寸6分	3尺6寸	(6寸6分	4寸5分	完全内部空 (6寸8分

厚さ3分くらい内部より掌大の円形の石を当て形を造りし
ものの如し硬質にして第1号の如きは陶器の如き光沢あり
内部よりは遺物を発見せず

(乙) 第7号。上部5、6寸欠損 下部欠損2尺 3寸1分 欠損
口辺厚さ2分 底部厚さ3分5厘 緒通し4個内2個完全

(丙) 第8号。第9号。破損品各第10号に類似す

第10号。3寸4分(口部1寸3分 8寸6分 中央より両分せしも
(全長1寸 厚形略完全

⑧は②。⑨は⑤。⑩は⑥の口部を覆蓋す

①。③。④は平たき石を蓋とせり(金山沢産の石なり)

以上10点荷上場村会議事堂に保管中なり

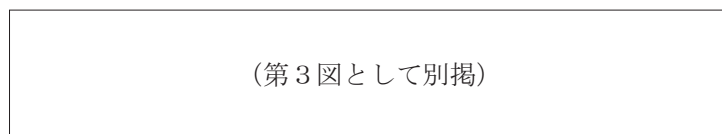
村にては専門家の調査以外には素に発掘せしめぬ

方針なり

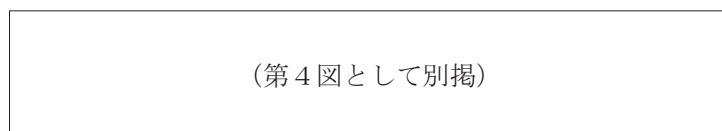
(二つ井駅より当村迄自動車の便あり)

(遺跡地まで当村より20町位徒歩便なり)

遺跡地平面図(50分ノ1)(原文縦書き)



地形見取図(原文縦書き)



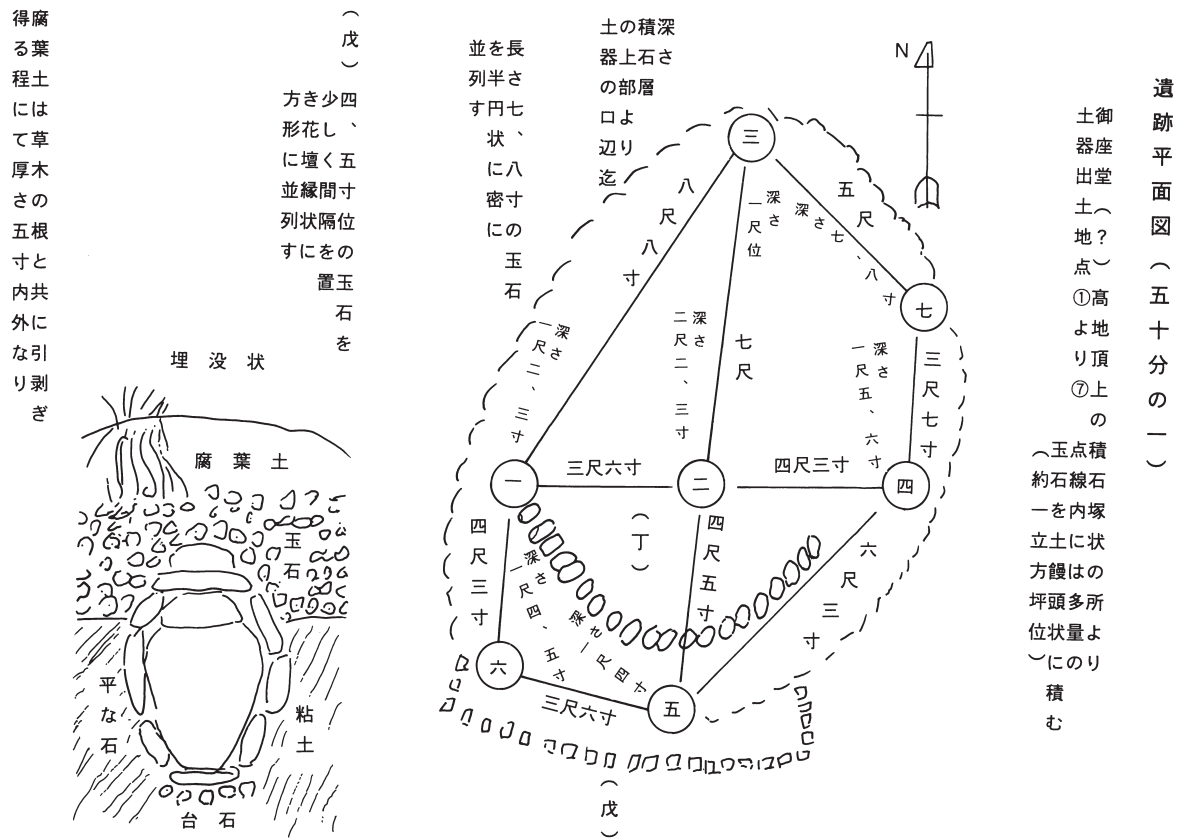
1. 遺跡、遺物に関して御高見の片鱗なりとも至急御教示

下されば誠に有難く存じ候

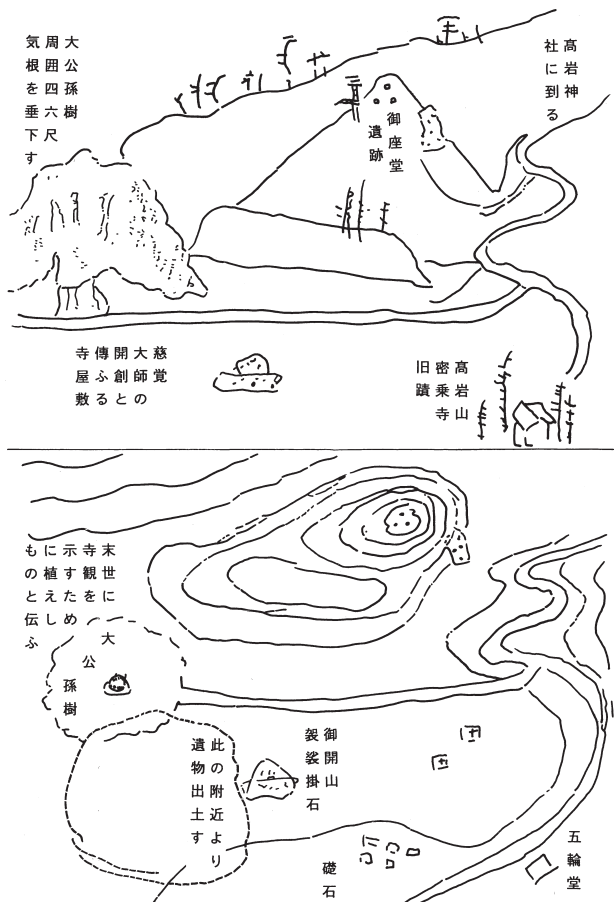
1. 高岩山は秋田の妙義山とも称すべき美山にして密乗寺の

遺物たる古仏像を安置せり同寺の史跡等に付けて

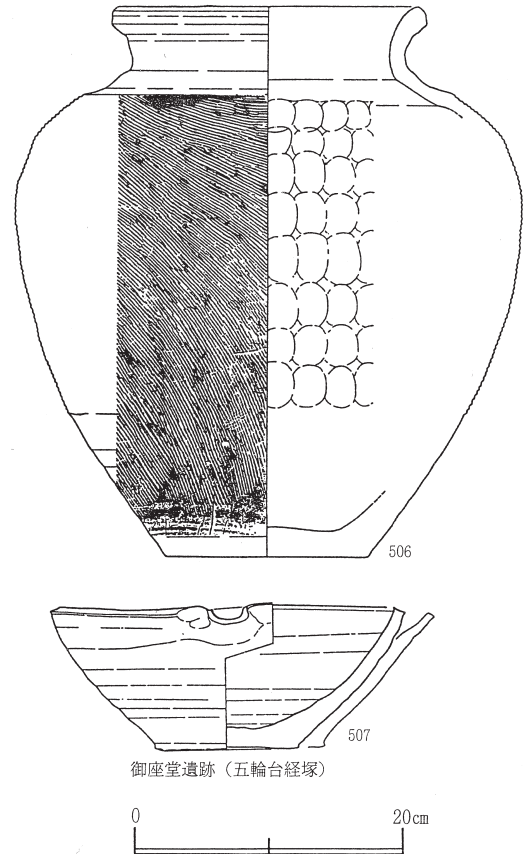
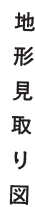
も御教示の程御願ひ申し上げ候



第3図 遺跡平面図（『発掘報告』の図を浄書し転載）



第4図 地形見取り図 (『発掘報告』の図を浄書し転載)



第5図 経甕実測図 (転載)

1. 御調査に御尊来の際には当村区長伊藤鉄治氏、当
村の研究家吉田吉助氏並びに下名へ御予報下されば
御案内申し上げ可く候
秋田県山本郡荷上場村
曹洞宗高岩山梅林寺 小住 江川貞良

『二ツ井町史稿N0.18 高岩山・七座山とその周辺』では、「須恵器・土師器の土器7個と経甕2個、四耳つぼ、片口浅鉢4個であった。現在残っているのは、須恵器2個と四耳つぼ・片口浅鉢4個である。その須恵器経甕1個が県指定有形文化財となっている。」(同書12頁)と記載されている。

この記述は『秋田県の文化財』400頁にある図版解説の「記録によると、5m×3mほどの範囲から7個の須恵器、土師器が出土したという。現在残っているのは須恵器甕2個、須恵器四耳壺、片口浅鉢の4個である。」とも微妙に異なるが、現在残っているとする器種と数量は一致している。

この『秋田県山本郡荷上場村高岩山中(字)五輪臺(俗称)御座堂高地遺蹟発見報告(以下、発見報告と記す)』により、五輪台経塚の規模、経甕・四耳壺・片口浅鉢の埋設状態について知ることでき、経塚からは甲形と分類する甕が6個体(第1号～第6号)、乙形と分類する四耳壺1個体(第7号)、丙形と分類する片口浅鉢3個体(第8号～第10号)が発見されたと記述している。

第1号甕・第3号甕・第4号甕には平らな石が蓋として使われ、第2号甕・第5号甕・第6号甕には片口浅鉢が蓋として使われており、甕と片口浅鉢の組み合わせについても、第2号甕には第8号片口浅鉢が、第5号甕には第9号片口浅鉢が、第6号甕には第10号片口浅鉢が覆すると記述している。

それでは有形文化財に指定された「経甕(片口ふたつき)」は、どれに対比できるのであろうか。

『発見報告』の「出土品目録」に(甲)と記録された甕の法量は尺寸で記載されているが、これを1尺=30.3cmのメートル法換算(小数点以下3位で四捨五入)すると、以下のようになる。

	高さ	胴周	口径	底径
第1号	35.45cm	108.17cm	22.73cm	13.64cm
第2号	39.09cm	115.14cm	22.73cm	14.24cm
第3号	39.39cm	105.75cm	21.21cm	13.33cm
第4号	(寸法各号に類似)大破			
第5号	38.48cm	112.11cm	24.24cm	12.12cm
第6号	41.21cm	109.08cm	20.00cm・20.60cm	13.64cm

また、片口鉢は個々の計測値が記録されていないが、中央より二分されているがほぼ完全な形である第10号の高さが3寸4分=10.32cm、口径が8寸6分=26.06cmとされている。また、「出土品祝部土器略図」に図示された片口鉢に寸法が記されており、それによれば口径は8寸6分5厘=26.21cm、高さが4寸5分(13.64cm)と4寸4分(13.33cm)である。

県有形文化財に指定された「経甕(片口ふたつき)」の法量は、実測図を作成した吉岡康暢氏の計

測では、甕は、高さ41.2cm、胴径37.6cm、口径22.2cm、底径14.8cmである。片口鉢は高さ10.2cm、口径24.8cm、底径10.2cmである。

このことから、県有形文化財に指定された「経甕（片口ふたつき）」は、器形の特徴と法量を『発見報告』の記述と対比すると、甕は高さがほぼ一致する第6号に相当すると判断できる。

しかし、片口鉢については、口径と高さの寸法が県指定された片口鉢のそれより大きいことから、ただちに第6号甕の口縁を覆っていた第10号であるとは肯定できない。

また、平成元（1989）年3月に刊行した『秋田県の文化財』の図版解説にある「片口浅鉢を蓋として使用していた甕の出土状態は、玉石を敷いた上に平らな石を置き、その上に甕を埋設、その周囲を平らな石で囲み、蓋の上にも2個の石を置き、さらにその上に玉石で覆う」という記述は、この『発見報告』に図示された片口鉢を蓋として使用する甕の埋没状況を説明する断面図から作文されたものと推察されるが、『発見報告』の断面図は、本遺跡における甕と片口鉢の出土状況を図示したものであり、特定の甕と片口鉢、後年県指定される「経甕（片口ふたつき）」の出土状況を直接図示したものではないのではないかと思われる。

筆者の一人、栗澤は昭和60（1985）年以来、秋田県内出土の須恵器系中世陶器の集成を続けており、当該陶器「経甕（片口ふたつき）」は、吉岡康暢氏の著書『中世須恵器の研究』[平成6（1994）年]に実測図が掲載されており、栗澤も当研究紀要13号[平成10（1998）年]に転載（第5図参照）している。栗澤は「掲載資料の出土状態は、片口鉢（第34図507、図版6-26）で蓋された甕（第34図506、図版6-25）が埋置されていたようである。」と直接的な伴出関係にあったと見ていたが、『発見報告』により伴出関係を再検討する可能性もでてきた。現在残っているのは、須恵器甕2個、須恵器四耳壺、片口浅鉢の4個とされるが、今回の『発見報告』に接して、県指定品以外の五輪台経塚出土の須恵器系中世陶器の所在確認と観察図化による資料化、『発見報告』と対比させた詳細検討を早急に図る必要性を痛感する。

今後、県指定された考古資料を遺跡出土品として扱うためには、個々の出土状況を明確にする資料の掘り起こし、再調査することが是非とも必要である。

県指定される際に説明資料として使われた可能性が高く、また、平成元（1989）年の『秋田県の文化財』でも参考資料として使用された可能性がある『秋田県山本郡荷上場村高岩山中（字）五輪臺（俗称）御座堂高地遺蹟発見報告』が県教育庁生涯学習課文化財保護室の文化財指定資料綴りに残されていなかったことはなぜなのか疑問もあるが、このような基礎的な「報告」や指定関連文書を資料化し公表することも埋蔵文化財保護の重要な仕事であることから、県埋蔵文化財センターの専門職員も業務の一つとするべき事項であろう。

遺跡発見から76年、県指定から39年、そして『二ツ井町史稿N0.18 高岩山・七座山とその周辺』の刊行から12年経過して、不完全ながら初めて考古資料としての出土品とその出土状況が考古学の資料として一つにまとめられることになったが、この小文をまとめ研究紀要に載せるよう勧めてくれたのは、企画展『発掘「秋田の中世」』を担当した小林克資料管理活用班長である。記して謝意を表したい。また、長年、秋田県の中世陶磁の集成図作成を続けていた同僚の栗澤光男から資料提供と教示を、当センター調査・研究員として中世遺跡の発掘調査と整理作業に従事している深沢恵里子には挿図図版の作成を担当していただいたので共著とした。